

令和6年2月17日（土）～3月17日（日）に行われる予定の令和5年度第2回試験に關しまして、本書の内容に影響のある「旅客自動車運送事業運輸規則（運輸規則）」（令和5年4月1日施行）、「道路交通法」（令和5年7月1日施行等）などの法改正がありました。

今回の改正は、自動車の自動運転化に対応する改正がメインとなり、特に「特定自動運行保安員」という新しい運行スタッフが定義されたことで、多くの場所で記述の変更が生じます。

■特定自動運行保安員とは？

自動運転にはレベルが設定され、レベル4以上の自動運転では、自動車の操作を担当する者が当該自動車に乗車せずに、離れた場所から運行を監視することができます。
このように自動運転される自動車に乗車又は遠隔操作によって自動運転を監視する人のことを「特定自動運行保安員」といいます。

この特定自動運行保安員が新設されたことで、従来は運転者のみを対象としていた多くの規定が「運転者又は特定自動運行保安員」（＝運転者等）を対象とすることとなり、また、従来は運転者と運行業務を補助する従業員のみを対象としていた多くの規定が「運転者、特定自動運行保安員及び事業用自動車の運行の業務の補助に従事する従業員」（＝乗務員等）を対象とすることとなりました。

さらに、従来は運転者のみを対象とする規定などにおいて「乗務」とされていた文言が、特定自動運行保安員も対象とすることで「業務」となるといった用語変更が行われています。

これらの変更点をすべて掲載することは、お手元の書籍の確認・修正作業が非常に煩雑になり、また、以下の問題のように出題意図及び正否には、直接の影響はありません。

〔例：本書26ページ、「過去問にチャレンジ！」のⅢ、選択肢3〕

3. 旅客自動車運送事業者は、乗務員等の に努め、疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全に運行の業務を遂行することができないおそれがある乗務員等を事業用自動車の運行の業務に従事させてはならない。

C ① 運転履歴の把握 ② 健康状態の把握

②

前掲の問題では、改正により問題文に「乗務員→乗務員等」という変更が生じますが、問われている内容は、事業者が乗務員等の運転履歴の把握に努めなければならないのか、健康状態の把握に努めなければならないのかであり、特定自動運行保安員を含めた「乗務員等」であるのか否かかという点は、本問の正誤の判断に影響しません。

よって、今回の改正点につきましては、このような変更点をすべて紹介することなく、お手元の書籍について、特に追加・修正しておくべきと考えられる点のみを公表いたします。
ご容赦ください。

なお、全ての規定についてはありませんが、主な用語の変更点は以下のものです。

■主な用語の変更点（規定の対象に特定自動運行保安員を含むこととなるため）

- ・運転者 → 運転者等 ～なお、「運転者台帳」は「運転者等台帳」となる。
- ・乗務員 → 乗務員等
- ・乗務 → 業務 もしくは 運行の業務に従事、など
～なお、「乗務記録」は「業務記録」となる。
- ・運転 → 運行 ～なお、「運転基準図」は「運行基準図」となる。

■特に追加・修正しておくべきと考えられる改正点（お手元の書籍のご修正のお願い）

■ p.38 「2 事故の速報（事故報告規則第4条）」、2行目

【変更前】…電話、ファクシミリ装置その他適当な方法…

↓

【変更後】...電話その他適当な方法...

．．．
■p.44 「1 乗務前の点呼（運輸規則第 24 条第 1 項、第 48 条第 1 項第 6 号、運輸規則の解釈及び運用第 24 条）」、タイトル及び（1）2 行目まで

【変更前】

．．．
1 乗務前の点呼（運輸規則第 24 条第 1 項、第 48 条第 1 項第 6 号、運輸規則の解釈及び運用第 24 条）

．．．
(1) 乗務前点呼の原則と点呼事項

旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の乗務をしようとする運転者に対し、対面（運行上やむを得ない場合は電話その他の方法）…

↓

【変更後】

1 業務前の点呼（運輸規則第 24 条第 1 項、第 48 条第 1 項第 6 号、運輸規則の解釈及び運用第 24 条）

(1) 業務前点呼の原則と点呼事項

旅客自動車運送事業者は、業務に従事しようとする運転者又は特定自動運行保安員（以下「運転者等」）に対し、対面又は対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法（運行上やむを得ない場合は電話その他の方法）…

■「対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法」とは？

①遠隔点呼

②業務後自動点呼

③IT 点呼（IT 点呼は本書 p.46 に解説があるので、そちらをご参照ください）

を意味します。

事業者には、従来より、カメラやモニターを用いて点呼を行う③の「IT 点呼」が認められていましたが、これは輸送の安全に関する取組が優良であると認められる営業所に限られたものでした。

しかし、「使用する機器・システムの要件」、「実施する施設・環境の要件」及び「運用上の遵守事項」を設定するなどの要件を満たす営業所において、営業所の優良性にかかわらず、遠隔拠点間（営業所－車庫間、同一事業者内の営業所間、グループ企業の営業所間）の点呼を実施可能とする遠隔点呼制度が令和 4 年 4 月 1 日より開始されています。

なお、輸送の安全の確保に関する取組が優良であると認められる営業所が実施できる従来の「IT 点呼」も引き続き利用可能です。

さらに、令和 5 年 1 月からは、乗務後（業務後）の点呼について、事業者は、要件を満たした機器を用いることで「業務後自動点呼」を行えるようになりました。

これら①～③の点呼については、対面による点呼と同等の効果が与えられる点は押さえておきましょう。

■p.44 「1 乗務前の点呼（運輸規則第 24 条第 1 項、第 48 条第 1 項第 6 号、運輸規則の解釈及び運用第 24 条）」、中央下の「乗務前の点呼事項」、タイトル及び④を追加

【変更前】

乗務前の点呼事項

- ①酒気帯びの有無（詳しくは 49 ページの「4」も参照）
 - ②疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無
 - ③車両法第 47 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定による日常点検整備の実施又はその確認
- ↓

【変更後】

業務前の点呼事項

- ①運転者に対しては、酒気帯びの有無（詳しくは 49 ページの「4」も参照）
- ②運転者に対しては、疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無
- ③車両法第 47 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定による日常点検整備の実施又はその確認
- ④特定自動運行保安員に対しては、特定自動運行事業用自動車による運送を行うために必要な自動運行装置の設定の状況に関する確認

■p.45 本文 1 行目

【変更前】…点呼は原則として、営業所において、対面で行わねばならない。

↓

【変更後】…点呼は原則として、営業所において、対面又は対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法で行わねばならない。

．．．
■p.48 「2 乗務後の点呼（運輸規則第 24 条第 2 項、第 48 条第 1 項第 6 号）」、

タイトル及び本文 5 行目まで

【変更前】

．．．
2 乗務後の点呼（運輸規則第 24 条第 2 項、第 48 条第 1 項第 6 号）」

旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の乗務を終了した運転者に対し、対面（運行上やむを得ない場合は電話その他の方法）により点呼を行い、当該乗務に係る事業用自動車、道路及び運行の状況並びに他の運転者と交替した場合には、運輸規則第 50 条第 1 項第 8 号で規定される交替に関する通告についての報告を求め、及び酒気帯びの有無について確認を行わなければならない。

↓

【変更後】

2 業務後の点呼（運輸規則第 24 条第 2 項、第 48 条第 1 項第 6 号）」

旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運行の業務を終了した運転者等に対し、対面又は対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法（運行上やむを得ない場合は電話その他の方法）により点呼を行い、当該乗務に係る事業用自動車、道路及び運行の状況並びに他の運転者等と交替した場合には、運輸規則第 15 条の 2 第 8 項第 10 号又は第 50 条第 1 項第 8 号で規定される交替に関する通告についての報告を求め、及び運転者に対しては、酒気帯びの有無について確認を行わなければならない。

■p.48 「2 乗務後の点呼（運輸規則第 24 条第 2 項、第 48 条第 1 項第 6 号）」、中央下の「乗務後の点呼事項」、タイトル及び①

【変更前】

乗務後の点呼事項

①酒気帯びの有無（詳しくは次ページの「4」も参照）

↓

【変更後】

業務後の点呼事項

①運転者に対しては、酒気帯びの有無（詳しくは次ページの「4」も参照）

■p.48 「3 乗務途中点呼（運輸規則第 24 条第 3 項、第 48 条第 1 項第 6 号）」、タイトル及び本文 4 行目まで

【変更前】

3 乗務途中点呼（運輸規則第 24 条第 3 項、第 48 条第 1 項第 6 号）

一般貸切旅客自動車運送事業者は、夜間において長距離の運行を行う事業用自動車に乗務する運転者に対して、当該乗務の途中において少なくとも 1 回電話その他の方法により点呼を行い、当該乗務に係る事業用自動車、道路及び運行の状況並びに疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により…

↓

【変更後】

3 業務途中点呼（運輸規則第 24 条第 3 項、第 48 条第 1 項第 6 号）

一般貸切旅客自動車運送事業者は、夜間において長距離の運行を行う事業用自動車の運行の業務に従事する運転者等に対して、当該業務の途中において少なくとも 1 回電話その他の方法により点呼を行い、当該業務に係る事業用自動車、道路及び運行の状況並びに運転者に対しては、疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により…

■p.49 中央の「乗務途中点呼の点呼事項」

【変更前】

乗務途中点呼の点呼事項

- ①乗務に係る事業用自動車、道路及び運行の状況
 - ②疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無
- やはり、「日常点検の実施又はその確認」は含まれない。これが含まれるのは、乗務前の点呼のみである。

↓

【変更後】

業務途中点呼の点呼事項

- ①業務に係る事業用自動車、道路及び運行の状況
 - ②運転者に対しては、疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無
- やはり、「日常点検の実施又はその確認」は含まれない。これが含まれるのは、業務前の点呼のみである。

■p.50 「過去問にチャレンジ！ 問題」の㊦、選択肢1、1～4行目

【変更前】

…対面（運行上やむを得ない場合は電話その他の方法）により行い、①道路運送車両法の規定による定期点検の実施、②酒気帯びの有無、③疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無について報告を求め、…

↓

【変更後】

…対面又は対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法（運行上やむを得ない場合は電話その他の方法）により行い、①道路運送車両法の規定による定期点検の実施、**運転者に対しては、**②酒気帯びの有無、③疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無、**④特定自動運行保安員に対しては、特定自動運行事業用自動車による運送を行うために必要な自動運行装置の設定の状況**について報告を求め、…

■p.51 「過去問にチャレンジ！ 解答」の㊦、選択肢1、2～3行目

【変更前】

× 「**乗務前**」の点呼では、①道路運送車両法第47条の2第1項及び第2項の規定による点検（日常点検）の実施又はその確認、②酒気帯びの有無、③疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無について報告を求め、…

↓

【変更後】

× 「**業務前**」の点呼では、①道路運送車両法第47条の2第1項及び第2項の規定による点検（日常点検）の実施又はその確認、**運転者に対しては、**②酒気帯びの有無、③疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無、**④特定自動運行保安員に対しては、特定自動運行事業用自動車による運送を行うために必要な自動運行装置の設定の状況**について報告を求め、…

※なお、p.52～53の問題㊦の問題・解説についても、上記同様の変更点がありますが、穴埋め問題であることから省略します。

↓

ここでのポイントは「酒気帯びの有無」及び「③疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無」については、運転者に対してのみ確認等が求められることと、特定自動運行保安員に対する確認等の事項（上記青字④）が追加されていることです。

■p.58 中央の「乗務員台帳の記載事項」、タイトル及び⑤、⑦、⑨

【変更前】

乗務員台帳の記載事項

- ⑤運転免許証の番号及び有効期限、運転免許の年月日及び種類並びに運転免許に条件が付されている場合は、当該条件
- ⑦事故を引き起こした場合又は道交法第 108 条の 34 の規定による通知（使用者に対する通知）を受けた場合は、その概要
- ⑨特別な指導の実施年月日及び指導の具体的内容、適性診断の受診の状況

↓

【変更後】

乗務員等台帳の記載事項

- ⑤運転者に対しては、運転免許証の番号及び有効期限、運転免許の年月日及び種類並びに運転免許に条件が付されている場合は、当該条件
- ⑦事故を引き起こした場合は、その概要
- ⑧運転者に対しては、道路交通法第108 条の34 の規定による通知を受けた場合は、その概要
- ⑨運転者等の健康状態
- ⑩運転者に対しては、特別な指導の実施年月日及び指導の具体的内容、適性診断の受診の状況

■p.61 「3 乗務員に対する非常信号用具、非常口又は消火器の取扱いの指導（運輸規則第 38 条第 4 項、第 48 条第 1 項第 16 号）」、タイトル 2 行目

【変更前】 ... 第 38 条第 4 項、第 48 条第 1 項第 16 号)

↓

【変更後】 ... 第 38 条第 5 項、第 48 条第 1 項第 16 号)

■p.62 「4 輸送の安全に関する基本的な方針の策定（運輸規則第 38 条第 5 項）」、タイトル 2 行目

【変更前】 ... 第 5 項) → 【変更後】 ...第 6 項)

■p.62 「7 補助者への指導（運輸規則第 48 条第 1 項第 18 号）」、タイトル

【変更前】 ... 第 18 号) → 【変更後】 ...第 19 号)

■p.62 「8 従業員に対する事故防止対策に基づく指導(運輸規則第 48 条第 1 項第 20 号)」、タイトル 2 行目

【変更前】 ... 第 20 号) → 【変更後】 ...第 21 号)

■p.62 「過去問にチャレンジ！」の㊦の㊦答

【変更前】...運輸規則第 48 条第 1 項第16 号及び第 38 条第 4 項により…

↓

【変更後】...運輸規則第 48 条第 1 項第16 号及び第 38 条第 5 項により…

■p.90 中央上、「自動車を運用の用に供するための要件（原則）」の㊦、2 行目

【変更前】…前方から見やすいように…

↓

【変更後】…前方かつ運転者席から見やすい位置に…

■p.122 左段、「㊦自動車」

【変更前】

原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車であって、原動機付自転車、軽車両及び身体障害者用の車いす、並びに歩行補助車、小児用の車その他の小型の車で政令で定めるもの（歩行補助車等）以外のもの

↓

【変更後】原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転し、又は特定自動運行を行う車であって、原動機付自転車、軽車両、移動用小型車、身体障害者用の車及び遠隔操作型小型車並びに歩行補助車、乳母車その他の歩きながら用いる小型の車で政令で定めるもの（歩行補助車等）以外のもの

■p.122 右段、「㊦軽車両」、4 行目以降

【変更前】

…転する車等であって、身体障害者用の車いす及び歩行補助車等以外のもの

↓

【変更後】

…転する車及び原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車であって、車体の大きさ及び構造を勘案して内閣府令で定める車であって、移動用小型車、身体障害者用の車及び歩行補助車等以外のもの

■p.122 中央上、1 つ目の「ポイント」、2 行目

【変更前】…原動機で動くものは、軽車両には含まれない。

↓

【変更後】…原動機で動くものは、原則として、軽車両には含まれない。

※原動機で動くものも、一定の条件を満たせば軽車両とみなされる場合が規定。

■p.122 最下部の「補足」、1行目

【変更前】道交法の適用については、身体障害者用の車~~いす~~、歩行補助車等、~~小児用の車~~（ベビーカー）の通行者は、歩行者として扱われる。

↓

【変更後】道交法の適用については、身体障害者用の車、歩行補助車等、~~乳母車~~（ベビーカー）の通行者は、歩行者として扱われる。

■p.123 左段、「①運転」、3行目最後に追加

【変更前】…こと → 【変更後】…こと（特定自動運行を行う場合を除く）

■p.123 左段、「②駐車」、6行目

【変更前】…を除く）、又は車両等が停止し、かつ、…

↓

【変更後】…を除く）、又は車両等が停止（特定自動運行の停止を除く）をし、かつ、…

■p.124 「過去問にチャレンジ！」の㊦、選択肢2

【変更前】

2. 自動車とは、原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車であって、原動機付自転車、軽車両及び身体障害者用の車~~椅子~~並びに歩行補助車、~~小児用の車その他の~~小型の車で政令で定めるもの（歩行補助車等）以外のものをいう。

↓

【変更後】

2. 自動車とは、原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転し、又は特定自動運行を行う車であって、原動機付自転車、軽車両、移動用小型車、身体障害者用の車及び遠隔操作型小型車並びに歩行補助車、~~乳母車その他の歩きながら用いる~~小型の車で政令で定めるもの（歩行補助車等）以外のものをいう。

■p.124 「過去問にチャレンジ！」の㊦、選択肢3、3行目

【変更前】…又は車両等が停止し、かつ、…

↓

【変更後】…又は車両等が停止（特定自動運行中の停止を除く）をし、かつ、…

■p.132 「3 追越し禁止場所（道交法第30条）」、1行目

【変更前】…次の場所では他の車両（~~軽車両~~を除く）の追越しが禁止…

↓

【変更後】…次の場所では他の車両（特定小型原動機付自転車等を除く）の追越しが禁止…

※「特定小型原動機付自転車」とは、一定出力以下の電動キックボードなどが該当します。一定の出力以上の原動機が付いているものが「一般原動機付自転車」であり、これら2つを合わせたものが「原動機付自転車」となります。

■p.134 「横断歩道等における通行方法（道交法第 38 条）」、13 行目と最終行

【変更前】…他の車両（**軽車両**を除く。）の側方を通過して…

↓

【変更後】…他の車両（**特定小型原動機付自転車等**を除く。）の側方を通過して…

■p.138 「過去問にチャレンジ！」の図、3 行目

【変更前】…他の車両（**軽車両**を除く。）を追い越そう…

↓

【変更後】…他の車両（**特定小型原動機付自転車等**を除く。）を追い越そう…

■p.149 最下部の「主な運転者の遵守事項（道交法第 55 条、第 71 条等）」、②の 1 行目

【変更前】②身体障害者用の車**椅子**が通行… → 【変更後】②身体障害者用の車が通行…

■p.154～p.155 「過去問にチャレンジ！」の図 1 行目と解説の 1 行目

【変更前】…身体障害者用の車**椅子**が通行… → 【変更後】…身体障害者用の車が通行…

■p.156 「1 信号の意味等（道交法施行令第2条）」、表

当該表は追加・変更が多いため、変更後の表を準備しました。

☐ CHECK 1 信号の意味等（道交法施行令第2条）

主な信号機の信号の種類と意味は、次の表のとおりである。あまり出題されないが、念のため確認しておこう。

信号の種類	信号の意味
青色の灯火	- 歩行者及び遠隔操作型小型車（遠隔操作により道路を通行しているものに限る、以下「歩行者等」という）は、進行することができる。 - 自動車、一般原動機付自転車（いわゆる二段階右折を行う一般原動機付自転車〔多通行帯道路等通行一般原動機付自転車〕を除く）等は、直進し、左折し、又は右折することができる。
黄色の灯火	- 歩行者等は、道路の横断を始めてはならず、また、道路を横断している歩行者等は、速やかに、その横断を終わるか、又は横断をやめて引き返さなければならない。 - 車両等は、停止位置を越えて進行してはならない。 ただし、黄色の灯火の信号が表示された時において当該停止位置に近接し、安全に停止することができない場合を除く。
赤色の灯火	- 歩行者等は、道路を横断してはならない。 - 車両等は、停止位置を越えて進行してはならない。 - 交差点において既に左折している車両等は、そのまま進行することができる。 - 交差点において既に右折している車両等（多通行帯道路等通行一般原動機付自転車、特定小型原動機付自転車及び軽車両を除く）は、そのまま進行することができる。この場合、青色の灯火により進行できるとされている車両等の進行妨害をしてはならない。 - 交差点において既に右折している多通行帯道路等通行一般原動機付自転車、特定小型原動機付自転車及び軽車両は、その右折している地点において停止しなければならない。
青色の灯火の矢印	車両は、黄色又は赤色の灯火の信号にかかわらず、 矢印の方向に進行 できる。この場合、交差点で右折する多通行帯道路等通行一般原動機付自転車、特定小型原動機付自転車及び軽車両は、直進する多通行帯道路等通行一般原動機付自転車、特定小型原動機付自転車及び軽車両とみなす。
赤色の灯火の点滅	- 歩行者等は、他の交通に注意して進行することができる。 - 車両等は、停止位置において一時停止しなければならない。
黄色の灯火の点滅	歩行者等及び車両等は、他の交通に 注意して進行 できる。

■p.161 「1 運転免許の種類（道交法第84条）」の1行目

【変更前】自動車及び原動機付自転車を…

↓

【変更後】自動車及び**一般**原動機付自転車を…